

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年十月二日第二十九号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和四年四月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 第一号 | 取消番号 |
| 建築基準法 第四十二条 第一項第五号 | 指定の取消し に係る道路の 種類 |
| 令和四年四月十 二日 | 指定の取消し の 年 月 日 |
| 埼玉県児玉郡上里町大字三町字諏訪裏七百八十 七番一 | 指定の取消しに係る道路の位置 |
| 八十六・九〇 | 指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル) |
| 四・〇〇 | 指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル) |